

(共催) 衛生推進者養成講習会の開催について

労働安全衛生法第12条の2及び安全衛生規則第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務付けられています。今回の衛生推進者は、**銀行業、証券業、生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。**

また、第12次労働災害防止計画においても重点業種対策として第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店等があげられていることもあり、労働災害体制強化のためにも、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1. 日 時 令和5年1月26日(木) 9時30分～16時15分
- 2. 場 所 小田原市民交流センターUMECO 会議室7
- 3. 講習内容
 - 1) 衛生推進者の職務 (1H)
 - 2) 作業環境管理及び作業管理 (1H)
 - 3) 健康の保持増進 (1H)
 - 4) 労働衛生教育 (1H)
 - 5) 関係法令 (1H)
- 4. 会 費 10,030円 (税込 受講料8930円、テキスト1100円含む)
- 5. 定 員 17名 (期間内でも定員になり次第締切ります)
- 6. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ FAXにて1月17日(火)迄にお申込み下さい。(NET割引はありません)
(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部事務局
FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)
- 7. 持 参 品 受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等(下記例示)をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。
 - ① 国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
 - ② 住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)
 - ③ 健康保険被保険者証(健康保険証) ④パスポート(旅券) ⑤学生証、卒業証明書
 - ⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
 - ⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
 - ⑧ " 再交付技能講習修了証



- ※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。
- ※ 申し込み後の取り消しは、1月20日(金)までにお願いします。それ以降は受講料の返金は出来ませんのでご了承ください。
- ※ 修了証が本部発行のため氏名(戸籍上の漢字)、生年月日の正確な記入をお願いします。

衛生推進者養成講習会申込書(令和5年1月26日)

事業場名 _____ 会員NO. _____ 住所〒 _____

担当者 _____ TEL _____ FAX _____

※	氏 名	西暦 生年月日	現 住 所 (〒番号は必ず記入してください)
	フリガナ 氏名		〒
	フリガナ 氏名		〒

会費支払銀行振込 : _____ 月 _____ 日 振込予定 (振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)

振り込み銀行 : 横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462

名義人 : 神奈川労務安全衛生協会小田原支部